

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

63』重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(重要土地等調査法)(63)を新たに追加する

93頁 62』大規模災害からの復興に関する法律(62)の次に下記を新たに加える。

63』重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(重要土地等調査法)(63)

*法13条1項(特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出)

同法では、内閣総理大臣が特別注視区域を定めることができるものとされています(法12条1項)、特別注視区域内にある土地等(その面積(建物にあっては、床面積)が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く)に関する所有権又はその取得を目的とする権利(所有権等)の移転又は設定をする契約(予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約を除く)を締結する場合には、当事者は、所定の事項を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならないものとされています。

解説

この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置を定める法律です。

内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができ(同法5条1項)、さらに、注視区域に係る重要施設が特定重要施設(重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう)である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等(国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう)である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができるものとされています(同法12条1項)。